

南部町表彰条例の施行に関する要綱

平成 18 年 11 月 9 日

南部町訓令第 60 号

改正 平成 22 年 11 月 5 日訓令第 16 号

改正 平成 23 年 11 月 8 日訓令第 10 号

改正 平成 26 年 10 月 31 日訓令第 23 号

改正 平成 27 年 7 月 23 日訓令第 13 号

改正 平成 27 年 11 月 5 日訓令第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、南部町表彰条例（平成 18 年南部町条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(功労褒賞に係る表彰の基準)

第 2 条 条例第 4 条に規定する功労褒賞に係る表彰の基準は、次の表のとおりとする。

区分	表彰の基準	適用
条例第 4 条 第 1 号	ア 町長として 8 年以上在職した者 イ 副町長、助役、収入役又は教育長として 12 年以上在職した者 ウ 町議会議員として 12 年以上在職した者 エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 180 条の 5 に規定する執行機関の委員として 15 年以上在職した者 オ 財産区議会議員として 15 年以上在職した者 カ 行政員として 15 年以上従事した者 キ 町長が委嘱する各種委員等（この訓令において別に定めのあるものを除く。）として 20 年以上在職した者	① 個人にあつては、年齢 55 歳以上とする。 ② 在職年数の計算は、就職の月から起算し、退職の月を持って終わる。 ③ 退職した後再就職した場合は、その期間を合算する。 ④ 在職年数は、当該年度の 4 月 1 日までの期間を通算とする。
同条第 2 号	ア 町内の私立学校の創設者又は経営者で、幼児教育その他教育の振興に著しく貢献した者 イ 町内の社会教育団体の役員として 15 年以上在職し、かつ、会長又は副	① 個人にあつては、年齢 55 歳以上とする。ただし、ウについては、この限りでない。 ② 在職年数は、当該年度

	会長の経歴を有する者 ウ 教育、学術、芸術及び体育等文化の振興発展に寄与し、その功績が特にすぐれた者	の４月１日までの期間を通算とする。
同条第３号	ア 南部町で社会福祉事業を営む法人の創設者又は経営者で、社会福祉の振興に著しく貢献した者 イ 町の社会福祉団体の役員として２０年以上在職し、かつ、会長又は副会長の経歴を有する者 ウ 民生委員、児童委員、保護司又は人権擁護委員等として２０年以上在職した者 エ 防犯指導隊員、防犯女性部員として２０年以上従事し、かつ、支隊長又は部長の経歴を有する者 オ 交通指導隊員として２０年以上従事し、かつ、支隊長の経歴を有する者 カ 社会の福祉、民生の安定に寄与し、その功績が特にすぐれた者	① 個人にあつては、年齢５５歳以上とする。 ② 在職年数は、当該年度の４月１日までの期間を通算とする。
同条第４号	ア 南部町立の学校の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師として２０年以上従事した者 イ 町内の医療機関において２０年以上従事した医師又は歯科医師で、その功績がすぐれた者 ウ 町内の保健衛生関係団体の役員として２０年以上在職し、かつ、会長の経歴を有する者 エ 保健衛生の向上に寄与し、その功績が特にすぐれた者	① 個人にあつては、年齢５５歳以上とする。 ② 在職年数は、当該年度の４月１日までの期間を通算とする。
同条第５号	ア 農林漁業団体の役員として２０年以上在職し、かつ、団体の長の経歴を有する者 イ 産業、経済、土木及び交通等の振興発展に寄与し、その功績が特にすぐれた者	① 個人にあつては、年齢５５歳以上とする。 ② 在職年数は、当該年度の４月１日までの期間を通算とする。
同条第６号	産業上の有力な品種改良育成及び国家的収獲並びに発明発見をなした者	① 多くの町民に認知されている分野における業績であること。

		② 当該年度の 9 月 30 日までの功績を対象とする。
同条第 7 号	ア 納税貯蓄組合の役員として 18 年以上在職し、かつ、組合長の経歴を有する者 イ 消防団員として 35 年以上従事し、かつ、次のいずれかの経歴を有し退団した者 ① 団長 12 年以上 ② 副団長以上 18 年以上 ③ 分団長以上 24 年以上 ウ 貯蓄、納税、消防又は統計について著しく貢献し、又はすぐれた成績をあげた者	① 個人にあつては、年齢 55 歳以上とする。 ② 在職年数は、当該年度の 4 月 1 日までの期間を通算とする。 ③ アにあつては、当該組合の成績が特に良好であること。
同条第 8 号	ア この表の各項目に掲げた業績、経歴等と比較し同等以上の功績があり、町民の儀表としてふさわしい者 イ この表の各項目に掲げた分野において、国、県等の機関から表彰を受けた者で、町長が特に認める者	当該年度の 9 月 30 日までの功績を対象とする（表彰の受賞内定も含む）。

（善行表彰に係る表彰の基準）

第 3 条 条例第 5 条に規定する善行表彰に係る表彰の基準は、次の表のとおりとする。

区分	表彰の基準	適用
条例第 5 条 第 1 号	功労褒賞の表彰の基準には至らないが、その善行が功労褒賞に準ずるものと認められ、以降の功績が継続又は発生すると認められない者	個人にあつては、年齢 55 歳以上とする。
同条第 2 号	町に対し次に掲げる金品を寄附した者（法第 96 条第 1 項第 9 号に規定する寄附を除く。） ① 個人 100 万円以上 ② 法人又は団体 200 万円以上	① 5 年間継続して寄附し、当該金額に達した場合も対象とする。 ② 当該年度の 9 月 30 日までの寄付行為を対象とする。
同条第 3 号	ア 自己の危難を顧みず、人命を救助した者 イ 犯人検挙に協力し、特に功績のあった者	① アの場合は、原則として被救助者と親戚関係又は同居関係にある者は除く。

		② 当該年度の 9 月 30 日までの功績を対象とする。
同条第 4 号	ア スポーツ、文化活動等において、全国規模以上の大会で上位入賞した者 イ スポーツ、文化活動等の指導者として後進の指導育成に努め、その振興にもたらした功績が著しい者 ウ 学術分野における発明、発見、考察の結果が広く好影響を与えたと認められる者 エ その他の功績により、町の名誉を著しく高揚した者	① イの場合、個人にあっては、年齢 55 歳以上とする。 ② 多くの町民に認知されている分野における功績であること。 ③ 当該年度の 9 月 30 日までの功績を対象とする（入賞内定も含む）。
同条第 5 号	ア 災害の復旧、復興業務に対し著しい功績のあった者 イ アのほか、この表の各項目に掲げた業績、経歴等と比較し同等以上の善行があり、町民の儀表としてふさわしい者 ウ この表の各項目に掲げた分野において、国、県等の機関から表彰を受けた者で、町長が特に認める者	当該年度の 9 月 30 日までの功績を対象とする（表彰の受賞内定も含む）。

（期間の通算等）

第 4 条 前 2 条に定める表彰の基準は、合併前の名川町、南部町及び福地村における経歴又は功績等を通算するものとする。ただし、合併前の名川町表彰規則（昭和 61 年名川町規則第 12 号）、南部町表彰条例（昭和 40 年南部町条例第 7 号）又は福地村表彰条例（昭和 56 年福地村条例第 18 号）の規定により表彰を受けた者の経歴又は功績等は通算することができないものとする。

2 前 2 条に定める年齢は、表彰を行う日の属する年度の 4 月 1 日現在の満年齢とする。ただし、条例第 8 条に規定する故人に対する表彰の際は、死亡日における満年齢とする。

3 第 2 条の功労褒賞の表彰の基準に定める職を同時に 2 以上兼ねた場合はそのいずれかの 1 の職の在職期間（ただし、4 月 1 日現在の満年齢が 75 歳に達した場合は、この限りでない。）とし、複数の在職期間がある場合の期間の通算方法は別に定める。

4 前条に定める適用において、当該年度の 10 月 1 日以降に功績が認められる場合

は、次年度の対象とする。ただし、審査会において必要と認められる場合は、当該年度の対象とすることができる。

（表彰推薦書等の様式）

第5条 条例第12条第3項に規定する表彰推薦書は、第1号様式による。

2 条例第12条第3項第1号に規定する事績調書は、第2号様式による。

3 条例第12条第3項第2号に規定する身上調書は、第3号様式による。

4 条例第12条第3項第3号に規定する履歴書は、第4号様式による。

（表彰審査会の所掌事項）

第6条 条例第13条に規定する表彰審査会（以下「審査会」という。）の所掌事項は、次のとおりとする。

（1） 条例第12条の規定に基づき推薦された者の表彰の可否の審査に関すること。

（2） 条例及びこの要綱の内容の見直しに関すること。

（審査会の会長等）

第7条 審査会の会長は、審査会を統括する。

2 審査会の会長は、副町長とする。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長を充てる。

3 審査会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審査会の会議）

第8条 審査会の会議における議長は、会長とする。

2 会議には、条例第13条第4項に定める委員のほか、説明のため必要な者その他審査会の所掌事項についての知見を有する者を出席させることができる。

（審査会の庶務）

第9条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年11月9日から施行し、平成18年度の表彰から適用する。

附 則（平成22年11月5日訓令第16号）

この訓令は、平成22年11月5日から施行し、平成22年度の表彰から適用する。

附 則（平成 23 年 11 月 8 日訓令第 10 号）

この訓令は、平成 23 年 11 月 8 日から施行し、平成 23 年度の表彰から適用する。

附 則（平成 26 年 10 月 31 日訓令第 23 号）

この訓令は、平成 26 年 10 月 31 日から施行し、平成 26 年度の表彰から適用する。

附 則（平成 27 年 7 月 23 日訓令第 13 号）

この訓令は、平成 27 年 8 月 1 日から施行し、平成 27 年度の表彰から適用する。